

第9回 議員定数等議会活性化特別委員会 記録

令和8年6月25日（木）
13時46分～15時05分
全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長

今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員

【議長団・委員外議員】澁谷議長、柳楽議員

【事務局】下間局長、濱見書記

議題

1 陳情審査

- (1) 陳情第6号 浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について
(願意①、② 議員定数等議会活性化特別委員会付託分)

2 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

3 前回の振り返り

4 市職員対象ハラスメント実態調査アンケート

- (1) 集約方法

5 議会基本条例の運用（採択した請願及び陳情への対応）

- (1) 管理手法の検討

6 その他

○次回開催 7月28日（火）9時30分 場所 全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 46 分 開議]

○川神委員長

第9回議員定数等議会活性化特別委員会を開会する。定足数を満たし、委員会は成立している。

1 陳情審査

**(1) 陳情第6号 浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について
(願意①、② 議員定数等議会活性化特別委員会付託分)**

○川神委員長

陳情審査を行う。浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情が出ている。願意の1と2について当特別委員会に付託されたため、各委員の判断を仰ぐ。

まず1点目、議員定数は現状の22を維持するという点について意見を求める。まず継続審査を望む意見はあるか。

○佐々木副委員長

結論から言うと、継続審査を望む。今回22を維持ということに対し、賛同するにせよ否決するにせよ、数のある程度は出していくことになる。特別委員会として、これから定数について議論を深めていく段階にあり、今定数のある程度示すことは少し問題がある。

ここは継続とし、これからこの委員会で議論を深める中で結論を出したものを、結果として陳情者に提示する流れがふさわしいと考える。

○川神委員長

継続審査を望む意見があった。継続審査を望む委員は挙手をお願いする。

○笹田委員

副委員長の意見に反対するものではないが、この委員会で結果を出すのは令和9年という話をしており、その間ずっと継続するののかという問題が出てくると考える。

○川神委員長

継続審査とする理由としては、当特別委員会の目的の1つである議員定数のあり方について、まさにこれから議論を始めようとしている段階だからである。議論がまだ本格的に着手していない段階で、22人維持の可否を決定するのは時期尚早であり、現在のところ不十分であるため、継続審査が妥当であると考えている。

笹田委員から、いつまで継続するのかが問題という話があったが、今後の議論のスケジュールとして、おそらく次回又はその次の委員会あたりから、定数のあり方についても具体的に議論していかなければならないと考えている。

本来であれば、ある程度方向性が見えた時点で結論を出すのが最も望ましいが、どの段階で具体的に審査するかについては様々な考え方がある。

各委員は、もし継続審査とする場合、どの程度まで継続すべきと考えるか、参考

に伺いたい、意見はあるか。

○西田清久委員

当特別委員会は、設置当初から「議員定数」という名称が入っている委員会であるため、いつ結論を出すかという点については重要である。

過去の議会改革においては、後半の2年で意見交換を行い、最終的に改選前の1年から半年前くらいまでには結論を出すという流れで、これまで4年ごとに進めてきた経緯がある。

ただ、今回は少し早めに結論を示した方が良いのではないかという意見もあったと考える。およそ2年前を目途に、これまでよりも少し早く結論を出そうということだったと考える。

先ほど委員長が言ったように、次回又はその次の回くらいから議題に上がってくるということであるため、そのような議論の流れの中で、やはり2年前くらいを目途に結論を出すこととし、それまでは継続審査という形で提示するのが良いと考える。

○川神委員長

その他、いかがか。

○遠藤委員

定数に関してであるが、各委員がベストと考える人数を持ち寄ってここで議論をするのか、あるいは正副委員長から特定の数字を提案され、それが適正かどうかを委員会として判断するのか、まずはその進め方を示してほしいが、正副委員長の意見を求めたい。

○川神委員長

それに関しては、我々がこういう理由によってこの数字はどうであるかと示すのではなく、それぞれの考えを持ち寄ってここで議論することがスタートであると考え

る。議論の中で一本化されない可能性もある。いくつかの考え方が出た時に、正副委員長として提案をする可能性はあるかもしれないが、現在のところはフリーであり、削減ありきでやっているわけではない。

できれば本当に何人必要なのかという積み上げの形で、各委員の考え方を持ち寄って議論を始めるのが筋であると考え

○今田委員

陳情は、現状の22という文言が明確に出ている。今後の議論で、様々な意見を持ち寄って22ではない案も当然出てくる。これを採択してしまうと22が大前提となってくる。

現時点で22人以外の案が出てくるのが想定されているのであれば、22人を維持するという陳情に対しては反対とすべきではないかと考える。継続審査とすると、最終的に22人を維持するか否かという話になってしまうため、今の段階で反対の意思を示すべきであると考え

○川神委員長

そうした考え方も十分に理解できるし、一方で、結論を保留して議論を深めるために継続審査とすべきという副委員長の見もあった。

この22人維持の陳情を不採択とした場合、それは22人を否定したという意味ではなく、22人も含めた幅広い議論をこれから行うのであって、22人に限定して決定する段階ではない、という意味である。ただ、陳情者には、22人は否定されたと受け取られてしまう懸念もある。そのため、継続審査という意見が出たのだと考える。

ただ、継続審査とする場合、ある程度方向性が決定するまでは正式な結論が出せないことになる。笹田委員が言われるように、結論が出るまでにかかなりの時間を要することが想定されるため、陳情者にその長期にわたる継続審査をどう受け止められるかという不安もある。

もちろん、不採択とするのも十分に考え方としてあると思うが、いかがか。

○笹田委員

確認だが、この陳情は、もとは4つの項目に分かれており、当特別委員会では①及び②の審査である。仮に①を継続にした場合は②も継続になると思われるがいかがか。さらに、昨日の議会運営委員会では、③及び④は不採択になった。そうなると、ここで継続とすると全てが継続になるのではないか。

○下間事務局長

この陳情は2件に分けて扱っているため、特別委員会に付託された部分のみを継続審査とすることは可能である。

○足立委員

議員定数については2年後を目途にという一定程度の区切りがあった。そうなるとあと1年半の間継続することになるが、問題ないか。ずっと継続するのか、それとも22を否定するものではないとした上で不採択とするのかのどちらかであると考え。

先ほど佐々木副委員長が言ったように継続も一つの手である。採択してしまうと22が大前提となってくるため考えにくいと受け止めている。

○川神委員長

確かに、これを採択すると議論も始まらない。議員定数は、議会の内部で共通認識の中で決定する。ここでこの陳情を採択することになると、22の正当性を皆が認め、議会に対して共通認識として走ることになる。となると、ここで定数の議論は終わる。なおかつ定数の数字は決まる。

それは問題があるということで、採択するわけにはいかない。そうなった時には否決も当然あるが、否決の意味をきちんと捉えてもらえば良いが、そうでなかったら継続かなとも思った。しかし、長々と継続することに対しては課題もある。継続するのか、不採択かどちらかの選択肢であると考え。

○足立委員

不採択にした場合でも、相手方に意見を付して、このような理由のためと根拠を示すことは問題ないか。

○濱見書記

陳情に対する賛否について、反対した委員はその理由をホームページ等で公開している。22に固定するものではない、22も含めて議論を進めるので現時点では反対であると意見を表明できる。

○下間局長

委員会条例第64条を確認してほしい。

第1項には「委員会は、請願等について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない」とあり、その区分は「採択とすべきもの」「一部採択とすべきもの」「不採択とすべきもの」である。第2項には「委員会は、審査結果に意見を付けることができる」となっている。

例えば不採択になったとしたら、その審査結果に意見を付けることができるので、不採択だが委員会としてはこう考えるというのを付けることができる。

委員それぞれの反対の理由で、こういう意見や考えがあるというのを付けるのもありだが、委員会としての結論に意見を付けることができる。

○笹田委員

それならば、個人的には、これから1年以上継続するよりも不採択にして、しっかりこの委員会で議論する方向性を陳情者に示した方が良いと考える。

○芦谷委員

陳情なので、市民や地域の実情を踏まえた貴重な意見であるため、仮に22人を採択したとしても、委員会としては今から議論をするので市民の気持ちはこうであるというところにとどめて、後に縛られることはないというか、重きを置かなくても良い気がするかどうか。

○川神委員長

ここで暫時休憩する。

[14 時 04 分 休憩]

[14 時 11 分 再開]

○川神委員長

委員会を再開する。引き続き陳情について審査を行う。

先ほど願意①について継続を求める委員の意見を伺ったが、改めて継続を求める方はいるか。

○佐々木副委員長

最初に継続する意見を出したが、もう少し思いを言うと、定数を決めるのは特別委員会の本丸であるため、22人に対して軽々に採択や不採択の結論を出すのはいかなものかと思い、継続という話をした。

しかし、継続する期間が長くなりそうだという疑義も出た。確かに陳情者から見ると長い期間待たせるのもどうかと思う。今後、この大きな案件は、1陳情者のみの意見で決めるものではなく、当然議員の思い、会派の意見、市民の意見も聞いて出す

ものであるため、不採択とするのも良いと考えた。このような経緯や今後の議論する予定であるということを、不採択の理由として付して、理解を求めながら返答する方法も否定するものではない。

○川神委員長

では、改めて継続審査を望む委員は挙手をお願いする。

(挙手なし)

継続審査は行わないこととした。

それでは、この陳情に対し賛成の委員の挙手を求める。

(挙手なし)

反対の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

○笹田委員

反対の理由であるが、今から特別委員会でしっかり議論することになっているため、22人を維持するということではなくいろいろな数字が出てくると思うので、先ほど佐々木副委員長が言われたように意見を付して、相手に伝えた上で反対としたい。

○遠藤委員

笹田委員も言われたが、この22という数字にとらわれずに柔軟に対応できるよう、減らすのか増やすのか分からないがしっかり議論し、1年半後に数字が出せるようにしていく。これをとおしてしまうと縛られて柔軟な意見が出にくくなるため、反対する。

○今田委員

この陳情の願意は22人に限定されている。これから行う議論は22人も含んでいる。現時点では、この22人に限定する陳情に対しては反対とする。

○足立委員

同様に反対する。特別委員会できちんと議論をした上で、早い段階でまずは委員会からお示しする形がとれるのが一番良いと思うので、まず反対して、各委員と一緒に議論したい。

○西田清久委員

私も反対である。この22人という陳情は重く受け止めたいが、各委員が言うように、22人も含めて限定せずにこれから議論していくということで、反対とする。

○芦谷委員

同様に、今後の議論を縛ることになるため反対する。

○川神委員長

全員に反対の理由を伺った。

では、次は陳情に対し意見を付すことについて諮るが、いかがか。

(「異議なし」という声あり)

それではこの陳情は不採択とし、特別委員会としての意見を付すことに決した。

○笹田委員

意見については、先ほど佐々木副委員長が言われた内容を正副委員長でまとめていただいたら良い。

○佐々木副委員長

要旨について、定数の議論についてはまさにこの委員会の本丸のところであるため、この陳情者に限らず色々な意見、あるいは議会の中で議論をしながらしかるべき時に決めていく。その際、この22人ということも含めて幅広く定数の議論をしていくので理解されたい、としたい。

○川神委員長

そのようにまとめて良いか。

(「異議なし」という声あり)

では、佐々木副委員長が述べたようなことを文章化し、意見を付しておく。

2 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

○川神委員長

ぎかいポストに寄せられた意見等の対応協議について、資料にある意見と回答案を確認してほしい。

議員定数削減に対しての強い意見が出ている。これについて、正副委員長及び事務局案を載せている。議員の態度や資質について及び議員定数について、2つに分けて回答している。これに関し意見を求めたい。

○芦谷委員

この案で良いと考える。

○川神委員長

そのほかの委員はいかがか。

(「異議なし」という声あり)

では、ぎかいポストに寄せられた意見等への対応に関しては、このとおりに回答することとする。

3 前回の振り返り

○川神委員長

前回の振り返りについてである。要点を出しているので目を通してほしい。

4 市職員対象ハラスメント実態調査アンケート

(1) 集約方法

○川神委員長

市職員対象ハラスメント実態調査アンケートの議論を進める。

アンケート結果の集計、フィードバックの手法、自由記述欄の回答取扱いについて、本日意見を伺いたい。

アンケート結果の集計及びフィードバック手法について、案1（正副議長等による

個別注意喚起)と案2(全体への傾向報告のみ)を出している。

○今田委員

まず「アンケート結果の集約及びフィードバック手法」についてであるが、回答者の特定につながるリスクは極力排除すべきであると考えてるので、個別の議員へのフィードバックは行わず、全体への傾向報告のみにとどめる案2が望ましいと考える。

また、「自由記述欄の回答の取扱い」については、一切非公表とし、件数や傾向のみの集計にとどめる案1を支持する。

○川神委員長

どのような手法をとるにしても、アンケート回答者の匿名性を完全に保持し、個人情報や特定につながる情報が外部に漏れないようにすることは、絶対の前提条件である。

集約・フィードバックの案1では、事務局の局長・次長が集計を行い、個人特定につながる情報を除外した要約データを抽出した上で、情報を正副議長のみで共有し、該当する議員に対して、行為やその件数など客観的データに基づき個別に口頭で注意喚起を行う、としている。

一方、案2では、個別の議員へのフィードバックは一切行わず、議会全体に対してどのような行為が何件あったかという統計的な傾向の報告のみを行う、としている。

前回の委員会の中で、差し支えなければ議員の名前を書くということに関しては良いのではないかという話があった。案2のように統計的な傾向のみとなると、名前を書いてもらうことの扱いがどうなるのか。

流れからいくと案2よりも案1の方が妥当かなと感じているが、委員から意見を求めたい。

○笹田委員

案1と案2の話だが、名前の話も今田委員が言ったとおり、両方とも案1で良いのではないかと考える。細かい情報が漏れると特定される恐れもあり、多くの方に漏れない方が良いと思うので、少ない人数で集計にあたり件数傾向のみを集計にとどめた方が良いと考える。

○川神委員長

議員の名前は記載するという事で決まっている。

○今田委員

議員の名前を書くことは決まっているので、そのデータとしてどの議員に何割というデータも出てくる。そのデータのみを報告し、それ以外の案1の要約したデータを抽出する事態も少しリスクが高いと考える。

誰に対して何票入っていること自体で個人には伝わらと思うので、全体への傾向報告のみに名前も割合も入っていると認識している。

○川神委員長

事務局に確認であるが、案2の統計的な傾向の報告のみを行うとした場合、個別の議員氏名やそれに紐づく件数などのデータは、報告書等には含まれないという理解で

よいか。

○濱見書記

案2においては、議会全体としてどのようなハラスメント行為が何件あったかという、総数のデータや割合を示すのみであり、個別の議員氏名や個人を特定できるような情報は一切含まれていない。

案1は、議員の氏名は正副議長のみで情報を共有し、該当する議員本人に対してのみ、気付きと改善を促す目的で個別に口頭でフィードバックを行うというものである。案2では、個別へのアプローチは行わない。そのため、任意で議員名を記入してもらう意味がどこまであるのか、という点にかかわってくる。

○笹田委員

名前を記載してもらいたいというのは、遠藤委員が言われたように気付きの部分もあると言ったので、それを一切知るだけで何もしないことになると思うので、意味がなくなる。

厳重な管理をしながら、正副議長くらいが把握した上で注意喚起をする目的で名前を書いてもらうので、そこだけはした方が良く考える。統計には入れなくてもむしろ良いと思うので、案1で進めていくのが良いと思う。

○川神委員長

多くの議員に対しては、客観データくらいしか出ない。ただ案1の場合だったら、書いていただいた気付きに対し、正副議長が責任をもってその議員に注意喚起を行うということで、それ以外の議員は案1も案2も受け方は全く一緒である。

今まで名前を書いてもらう前提で来ているので、笹田委員が言ったように案1の方が有効に発揮できると思うがいかがか。

○今田委員

理解した。名前を記入してもらうのは決定事項なので、案1でなるべく外部へのリスクを排除して、口頭で注意喚起を行うという方向が良い。

○西田清久委員

口頭で注意喚起を行ってもらうということだが、注意喚起を行った後、それぞれの議員の考え方によって真摯に受ける方もいればそうでない方もいる。それが全体として良い方向に向かうことなら良いと思うが、まだ微妙なところがあるという気はする。

○芦谷委員

注意喚起について、アンケート即注意喚起に行っただけではいけないと思う。それをベースに置いて、違う場面で情報を収集して注意するとか、アンケートではあくまでも集計については案2、自由記述については案1が良いと思っている。

○川神委員長

注意喚起の仕方やその後の対応は色々な考え方ややり方があると思う。アンケートが有効に活用され、職場環境が良い感じで進むために活用する必要がある。その後の運用に関しては考えていきたいが、アンケートをするにあたって方針を決めないと

執行部との協議ができない。案1の方法をベースに進めていきたいと思うがどうか。

○笹田委員

案1の括弧で「及び正副委員長」と書いてあるが、これを外すのか、正副委員長も一緒に議長と情報を共有した上で注意喚起の方法も含めて考えるのか、決めた方が良い。

○川神委員長

注意喚起をしながら本人の自覚を促すことに関しては、おそらく正副議長がやれば良いと考える。ただ情報共有のところで正副委員長まで持つのかどうか決めておきたい。

○遠藤委員

この特別委員会で決めたアンケートなので、正副委員長は見て知っておくべきであると考えます。

○今田委員

なるべくリスクは減らした方が良いので人数は減らした方が良いと思うが、遠藤委員が言うようにこの特別委員会で決めたので正副委員長にも知っていただいていた方が良く思う。

○芦谷委員

議員への注意などはこの特別委員会の権限ではない。アンケートにとどめて、仮に注意喚起をする案件があれば正副議長が情報収集しながら注意をするというところで、アンケート即注意喚起は危険である。

○川神委員長

今の議論は案1で進んでいる。その中で情報共有するのは正副議長のみか、正副委員長も含めるのが良いか。

○芦谷委員

情報共有については、正副議長と正副委員長で良いと思う。

○西田清久委員

注意喚起をするのは正副議長で良いと思う。共有については正副委員長自身はどう思っているのか。

○佐々木副委員長

私は共有したくない。こういった情報はどこから漏れるかわからず、本人に伝わる可能性をなるべく抑える必要があるため、情報共有の範囲を抑えた中で対応できるのがベストであると考えます。

○足立委員

佐々木副委員長が望まないと言っているので、正副議長が責任を持って情報管理をされたら、このアンケートの内容を知らなくてもこの委員会でやっていけると思うので、正副議長のみで十分だと考える。

○笹田委員

正副委員長が情報の管理を目的とするなら正副議長だけで良いと思うし、情報と

してしっかり持った上で条例制定に向かっていきたい思いがあるなら聞いた方が良いと思う。注意喚起は正副議長でしっかりやるべきだと思うが、正副委員長でどう判断するかによる。

○今田委員

もし正副議長の名前が出た時に誰が口頭注意をするのか懸念としてある。その場合は正副委員長がするとかいう話になるのか。

○川神委員長

色々な考え方があってと思う。佐々木副委員長の考えも理解する。しかし、このアンケートは何のためにやるのかというと条例制定を目指しており、また条例制定も通過点である。アンケートも条例も手段であり、最終的にはハラスメントが撲滅され良い職場環境を作ることが着地点である。

そのためには情報を共有しておいた方が良くということであればやぶさかではない。正副議長と正副委員長で情報共有することとしたい。そして正副議長の方で注意などのアクションを行ってもらうことで進めたい。問題があればまた変更することとする。

次に、2番目の「自由記述欄の回答の取扱い」について、1から3までである。案1は一切非公表とし件数・傾向のみの集計にとどめる。案2は個人が特定できないよう黒塗りした上で概要を公表する。案3は該当議員にのみ黒塗りした上で限定的に伝達する。

これは、情報開示を求められた時の不利益等を恐れて3案を作っている。

○今田委員

リスクをなるべく減らした方が良いので案1である。

○川神委員長

案1の一切非公表とし件数・傾向のみの集計にとどめることで、回答者の安全を最優先とする。自由記述については案1を進めることとする。

○濱見書記

自由記述欄は事象について細かく書くことを想定していたが、アンケートの最後には、ハラスメント防止に関する自由な意見を書く設問もある。このアンケートに対する意見や、ハラスメントをなくすための助言や方法などの前向きな意見もあった場合、それは共有できたらと思っている。

ハラスメントの詳しい事象などは公表しないが、例えば条例や相談機関を作りたいなどの意見があった時は公表するということが良いか。

○川神委員長

事象に関することは一切公表しないが、前向きな建設的な意見に関しては問題ないと思うがよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

5 議会基本条例の運用（採択した請願及び陳情への対応）

(1) 管理手法の検討

○川神委員長

各会派に持ち帰ってもらい、議論してもらった。陳情・請願の進行管理表を作り公表すべきというところから端を発している。先進事例として、採択したものに対し議長名で市長に送り、次の議会の時に市長から文書で回答を受けるという上尾市の事例があった。それとは別に、現在進行中か難しいか等進行管理表を作り公開し、委員会で対応するという案1。それをミックスしたようなプランもある。改めて各委員から意見を求めたい。

○芦谷委員

市民クラブでは、報告を次の議会に求めるということだが、執行中や検討中といった案件について、それ以後の扱いが次の議会で終わるのかははっきり分からないとの意見が出た。

○西田清久委員

創政クラブでは、案2の執行部へ対応状況を文書で求め文書で報告を受ける、それがベースで賛同した。

○今田委員

浜風の郷では、前回示された案1と案2の中で、案1の報告（完了・一部実施・対応中・対応不可）を全員協議会で執行部から報告を受けるというのが、毎回か1年後かという議論があった。今回の資料で示された運用手順のフローを全議員で情報共有して、そこから先は各常任委員会において進捗状況を確認していく、その各委員会における協議が一番良いということで案を示させてもらった。

○佐々木副委員長

公明クラブでは、浜風の郷のミックス案でいったらどうかと思う。上尾市の事例はあまりにも簡素すぎるが、あまりにもしつこく追うのもどうかというところで、ちょうど中間というところでこの案が良いと思う。

○遠藤委員

佐々木副委員長と同じ意見である。

○芦谷委員

せっかくの案なのでこのとおりの方向で良いと思うが、委員会で対応中や検討中となった分をまた議論するとなると、委員会によって対応が異なるのは良くない感じがする。また、毎回報告を求めるよりも年度で区切るか、任期は持ち越さないなどを決める必要があると考える。年度で区切って年1回くらいが良い。

○遠藤委員

正副委員長に任せて決めていただかないとまとまらない。前回のところでここまでまとまったので、皆の意見を踏まえて決めて欲しい。

○川神委員長

今日の資料に案としている運用手順のフローをベースに進めていくということが良いか。

(「異議なし」という声あり)

どこかで課題があれば微調整するが、この形で進めていくということで報告したい。事務局は大丈夫か。

○濱見書記

執行部側に報告を求める手順があるので、執行部と協議を行い、了解が得られれば、議会運営委員会に正式文書で回答する。最終日に間に合うか分からないが調整する。

○川神委員長

微調整しながら執行部と確認し、これで議会運営委員会に返すというところを改めて報告する。

6 その他

○川神委員長

次回の開催日について協議する。

条例や提言書等の検証方法など手つかずのところがある。それと今回陳情が出たので議員定数の入口のところに入り込んでみようかと思っている。人口比や経年変化などの指標に関して情報を集めて様子を見ていく。

皆の都合を確認する。

(日程調整中)

では、次回は7月28日午前9時30分から開催する。

次回の議題は、前から引き継ぎがあり議論しなければいけなかった、条例や提言書等の検証方法と、議員定数の最低限のデータを見てどういうことで進めるかの入口の議論、この2点で良いか。

(「異議なし」という声あり)

以上で第9回議員定数等議会活性化特別委員会を終了する。

[15 時 05 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議員定数等議会活性化特別委員会委員長 川 神 裕 司